

確認検査業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程 17 条（第 24 条において適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る基本手数料の額は、確認申請一件につき別表 1-1 に定める額とする。

2. 確認申請に係る建築計画において、別表 1-2 に定める設計方法等による場合の手数料の額は、前項の基本手数料に別表 1-2 に定める追加手数料を加算した額とする。
3. 第 1 項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（本項 4 号及び 5 号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積 別表第 1-1
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC から受けている場合
当該計画の変更に係る部分の床面積 別表第 1-1、別表第 1-2 の 5（上段）
 - (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を JTC 以外の者から受けている場合
当該建築物に係る床面積 別表第 1-1、別表第 1-2 の 5（下段）
 - (4) 建築物を増築、改築、大規模修繕若しくは大規模模様替（以下「増築等」という。）をする場合で、増築等に係る部分の床面積に、同一棟の増築等（既存建築物をエキスパンションジョイント等で接している場合）においては、既存の申請以外部分の床面積に二分の一を乗じた床面積を加算したものを床面積（但し、2,000 m²を上限とする。）とし、別棟の増築等においては、既存の申請以外建物の床面積に四分の一を乗じた床面積（但し、1,000 m²を上限とする。）を加算したものを床面積とする。
別表第 1-1、別表第 1-2 の 4
 - (5) 用途変更の場合、前号の別棟の計算式の「申請以外建物」を「申請以外部分」と読み替えて適用する。
 - (6) 増築等（用途変更を含む。）の場合で、申請以外部分において建築基準法関係規定等が遡及する部分、計画が変更される部分は、その面積を加算したものを床面積とし、構造検討を要する部分等は、別表第 1-2 の 1 に定める追加手数料を加算した額とする。
4. 第 2 項の規定により適用する別表第 1-2 に定める対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積の合計について適用し、前項の規定の適用については、「床面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。
5. JTC が確認審査中の建築物の建築計画を取下げ、概ね同一の計画を再申請する場合、当該申請に係る部分の床面積に二分の一を乗じた床面積により、別表第 1-1 及び別表第 1-2 を適用する。

(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

第2条の2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により審査を要する増築等の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請における増築等に係る建築の床面積の合計と、申請以外部分で遡及される建築物の部分の床面積の合計の床面積とを合計した面積により、別表第1-1及び第1-2を適用する。

2. 既存不適格建築物において、耐震診断や構造検討に関する審査を要する場合は、その内容に応じて別途手数料を加算する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備（ホームエレベーター等（段差解消装置を含む。）、小荷物専用昇降機を含む。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第1-3の1に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令13条第1項に規定する工作物（以下「指定工作物等」という。）は、別表第1-3の2に定める額とする。

2. 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令138条第2項に規定する工作物（以下「遊戯施設等」という。）、令第138条第3項に規定する工作物（以下「製造施設等」という。）に関しては、別途見積とする。
3. 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額のうち、令138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関しては、第2条に規定する「床面積の合計」を「築造面積」と読み替えて同条を適用する。この場合において別表第1-1の適用については、第4類に属するものとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程26条に規定するJTCで確認を受けた建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、別表第1-1に定める額とする。

- (1) JTCで確認を受けていない建築物の場合に係る手数料の額は、別表第1-1に規定する手数料の額に3割を乗じた額を加算した額とする。
- (2) 業務規程13条第3項の規定により、JTCの業務時間外において中間検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は20,000円、それ以外の場合は35,000円を加算した額とする。
- (3) 法7条の3第1項第1号に規定される特定工程において中間検査を実施する場合は、全工区（2工区目以降はコンクリート打設工区毎の面積）を対象面積とする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程32条に規定するJTCで確認を受けた建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件について、別表1-1に定める額とする。

- (1) 建築物の増築等の場合は、第2条第3項第4号により算定した床面積により、別表1-1を適用する。
- (2) ホームエレベーター等で建築物の確認申請において併願した場合の完了検査の申請に係る手数料の額は、別表1-2の2に定める額を建築物の完了検査の手数料に加算した額とする。

- (3) JTC で確認を受けていない又は JTC で中間検査を受けていない建築物の場合に係る手数料の額は、別表第 1-1 に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
 - (4) 業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 35,000 円を加算した額とする。
2. 省エネ適合性判定を要する建築物の場合は、第 1 項に規定する手数料の額に別表 1-2 の 7 に定める額を加算した額とする。
 3. 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出を要した場合の審査に係る手数料の額は、「計画変更申請手数料」を「完了検査追加説明書手数料」と読み替えて適用する。
 4. 追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなった場合に係る手数料の額は、当該確認申請手数料に二分の一を乗じた額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた建築設備（ホームエレベーター等（段差解消装置を含む。）、小荷物専用昇降機を含む。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表第 1-3 の 1 に定める額とする。

- (1) JTC で確認を受けていない建築設備の場合に係る手数料の額は、第 1 項に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
- (2) 業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 35,000 円を加算した額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程 32 条に規定する JTC で確認を受けた工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表第 1-3 の 2 に定める額とする。

- (1) JTC で確認を受けていない工作物の場合に係る手数料の額は、第 1 項に規定する手数料の額に 3 割を乗じた額を加算した額とする。
- (2) 業務規程 13 条第 3 項の規定により、JTC の業務時間外において完了検査を実施する場合は、割増手数料として検査手数料の額に土曜日の場合は 20,000 円、それ以外の場合は 35,000 円を加算した額とする。

(検査に係る出張手数料)

第9条 中間検査及び完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、距離等に応じて別に定める出張手数料規程に定める出張手数料を加算する。出張手数料について必要な事項は出張手数料規程に定める。

(手数料の一部控除)

第10条 第 2 条から第 8 条までの申請に関して、JTC が指定した申請書作成ツール等を使用してデータを添付して申請を行う場合は、それぞれ第 2 条から第 8 条までに規定する手数料の額から割引く等、JTC はその額を定めることができる。

(手数料の減額)

第11条 JTC は、申請者との協議により、次に掲げる内容と認める場合には、手数料の減額をすることができるものとする。

- (1) 継続して多量の取引が見込める場合
- (2) 地域の実情等により必要と認められる場合
- (3) (1) 又は (2) の場合にあつて、住宅性能評価申請等と併せて申請する場合
- (4) 効率的に確認審査及び検査が行える場合
- (5) 個別に見積書等の提示により手数料を設定した場合

なお、減額する場合は、原則として次の表によるものとする。

減額項目	減額条件	割引率等
(1) 多量の取引	年間を通じて継続して一定量の取引が見込める場合 a) 1類 (概ね 50 件以上) b) 2類 (概ね 50 件以上) c) 3類 (概ね 25 件以上) d) 4類 (概ね 25 件以上) e) 昇降機 (概ね 25 件以上) f) 工作物 (概ね 25 件以上)	基本手数料から ～50% ～30% ～30% ～25% ～25% ～25%
(2) 地域の実情等※2	JTC があらかじめ指定した地域において、その他の条件(年間を通じた一定量の取引等)を満たす場合	基本手数料から ～30%
(3) 住宅性能評価等併願申請	(1) 又は (2) の場合にあつて、住宅性能評価申請、適合証明等と併せて申請する場合	基本手数料から ～30%
(4) 効率的※3	あらかじめ合理化を図り、効率的に業務ができると判断した場合 a) (1) 又は (2) の場合にあつて、確認審査・検査において、効率的に業務ができると判断した場合 b) 追加手数料・各種届出手数料の各項目の審査において、効率的に業務ができると判断した場合	基本手数料から ～30% ～50%

※1 減額項目の複数適用は可能とする。但し、最大 50%までとする。

※2 (2) に係る「減額条件」及び「割引率等」は、業務規程第 38 条第 2 項の規定に準じて公表する。

※3 効率的とは、あらかじめ図面の記載方法等について JTC と協議し、情報共有した場合をいう。

- (6) 大規模自然災害等に対し、国、県、行政庁等の公的機関が罹災証明を発行し、かつ、JTC があらかじめ定めた条件の申請を行った場合においては、必要に応じて減免措置を講じることができる。

(手数料の増額)

第12条 JTC は、確認検査業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして JTC が判断した場合、申請者

との協議により、増額することができるものとする。

(各種届出等手数料)

第13条 各種届出等の受付処理に係る手数料の額は、別表第1-2の6に定める額とする。

(別途手数料)

第14条 JTCが建築主等の申請に基づき、確認済証、中間検査合格証及び検査済証を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき10,000円とする。

- 2 中間検査及び完了検査の検査予定日の変更又は取消に係る手数料の額は、別表第1-2の8に定める額とする。
- 3 JTCが確認検査業務を実施した建築物について、審査請求又は民事訴訟になった場合は、別途手数料を要する。

(記載のない事項)

第15条 その他、本規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 12 月 10 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 9 月 15 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 5 月 8 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

平成 26 年 6 月 1 日 制定
平成 26 年 12 月 10 日 改訂
平成 27 年 6 月 1 日 改訂
平成 27 年 9 月 1 日 改訂
平成 28 年 2 月 1 日 改訂
平成 29 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 5 月 8 日 改訂

平成 29 年 11 月 15 日 改訂

令和 2 年 11 月 1 日 改訂

令和 5 年 2 月 1 日 改訂

確認検査・申請手数料

建築物

別表第1-1 建築物 確認・検査 基本手数料

単位：円

類項目	床面積			確認申請	中間検査	完了検査
1類. 一戸建ての住宅 ・法6条の4確認の特例建築物(4号) ・型式適合建築物等 (住宅以外の用途が50㎡以内の兼用住宅含む)	0	-	50 ㎡以内	12,000	(19,000)	19,000
	50	-	100 ㎡以内	17,000	(29,000)	29,000
	100	-	200 ㎡以内	27,000	(35,000)	35,000
	200	-	300 ㎡以内	37,000	(45,000)	45,000
	300	-	400 ㎡以内	45,000	(55,000)	55,000
	400	-	500 ㎡以内	55,000	(59,000)	59,000
2類. 一戸建ての住宅等 1類以外の戸建住宅(兼用住宅含む)	0	-	50 ㎡以内	16,000	24,000	24,000
	50	-	100 ㎡以内	26,000	44,000	44,000
	100	-	200 ㎡以内	36,000	54,000	54,000
	200	-	300 ㎡以内	42,000	64,000	64,000
	300	-	400 ㎡以内	52,000	74,000	74,000
	400	-	500 ㎡以内	62,000	84,000	84,000
3類. 主として住宅系 1類、2類以外 共同住宅・長屋・寄宿舎・下宿等	0	-	50 ㎡以内	24,000	38,000	38,000
	50	-	100 ㎡以内	34,000	48,000	48,000
	100	-	200 ㎡以内	44,000	58,000	58,000
	200	-	300 ㎡以内	54,000	68,000	68,000
	300	-	400 ㎡以内	64,000	78,000	78,000
	400	-	500 ㎡以内	74,000	88,000	88,000
	500	-	700 ㎡以内	124,000	118,000	118,000
	700	-	1,000 ㎡以内	134,000	128,000	128,000
	1,000	-	1,500 ㎡以内	170,000	160,000	160,000
	1,500	-	2,000 ㎡以内	190,000	180,000	180,000
	2,000	-	3,000 ㎡以内	250,000	200,000	220,000
	3,000	-	4,000 ㎡以内	290,000	220,000	260,000
	4,000	-	5,000 ㎡以内	350,000	240,000	280,000
	5,000	-	6,000 ㎡以内	390,000	260,000	300,000
	6,000	-	7,000 ㎡以内	410,000	280,000	320,000
	7,000	-	8,000 ㎡以内	430,000	300,000	340,000
	8,000	-	9,000 ㎡以内	450,000	320,000	360,000
	9,000	-	10,000 ㎡以内	470,000	340,000	380,000
10,000	-	20,000 ㎡以内	550,000	400,000	460,000	
20,000	-	30,000 ㎡以内	650,000	460,000	600,000	
30,000	-	㎡超	別途見積			
4類. その他の用途 3類以外 事務所系・福祉系・商業系・工場倉庫系等	0	-	50 ㎡以内	33,000	43,000	43,000
	50	-	100 ㎡以内	43,000	53,000	53,000
	100	-	200 ㎡以内	53,000	63,000	63,000
	200	-	300 ㎡以内	63,000	73,000	73,000
	300	-	400 ㎡以内	73,000	83,000	83,000
	400	-	500 ㎡以内	83,000	93,000	93,000
	500	-	700 ㎡以内	133,000	127,000	127,000
	700	-	1,000 ㎡以内	143,000	137,000	137,000
	1,000	-	1,500 ㎡以内	180,000	170,000	170,000
	1,500	-	2,000 ㎡以内	200,000	190,000	190,000
	2,000	-	3,000 ㎡以内	280,000	210,000	230,000
	3,000	-	4,000 ㎡以内	330,000	230,000	270,000
	4,000	-	5,000 ㎡以内	370,000	250,000	310,000
	5,000	-	6,000 ㎡以内	410,000	270,000	330,000
	6,000	-	7,000 ㎡以内	430,000	290,000	350,000
	7,000	-	8,000 ㎡以内	450,000	310,000	370,000
	8,000	-	9,000 ㎡以内	470,000	330,000	390,000
	9,000	-	10,000 ㎡以内	490,000	350,000	410,000
10,000	-	20,000 ㎡以内	650,000	390,000	490,000	
20,000	-	30,000 ㎡以内	720,000	490,000	650,000	
30,000	-	㎡超	別途見積			

注) 建築地により、中間検査及び完了検査は、上記基本手数料に出張手数料を加算する。

1. 構造計算の審査を要するもの

項目	対象面積	手数料
構造審査を要するもの	仕様規定(壁量)等	15,000
	200 m ² 以内	28,000
	500 m ² 以内	38,000
ルート2基準に係る構造審査を要するもの	500 m ² 以内	90,000
	1,000 m ² 以内	120,000
	2,000 m ² 以内	160,000
	10,000 m ² 以内	200,000
	10,000 m ² 超	300,000
混構造となるもの	1,000 m ² 以内	20,000
構造計算一貫プログラム等によらないもの等(※1)		56,000
構造計算適合判定の整合性審査を要するもの		10,000
構造上の別棟の審査を要するもの (n:構造上の別棟となる総棟数)		基本手数料 ×30%×(n-1)(※2)
・限界耐力計算(免震)等を要するもの ・あらかじめ検討事項の審査を要するもの		基本手数料×30% (※2)

※1) 事前に構造ソフト(Midas, FAP-3, STAN, 独自ソフト等)の相談が必要(手計算含む。)

※2) 千円未満切捨て

2. 追加の審査を要するもの

()内は計画変更

項目	対象面積	手数料	
浄化槽・バリアフリー条例	1,000 m ² 以内	7,000	
天空率(道路・隣地・北側の種別ごと)		10,000	
ホームエレベーター等併願(※1)		14,000	
性能規定等	階数3共同住宅等(1時間準耐火・告示255号第三)	10,000	
	階数3住宅等(準延焼防止・告示194号第四)	15,000	
	延焼防止性能等 火災終了時間設計法 特定避難時間設計法 階避難安全検証 区画避難安全検証	300 m ² 以内	30,000
		1,000 m ² 以内	40,000
		2,000 m ² 以内	50,000
		2,000 m ² 超	基本手数料×20%(※2)
全館避難安全検証・耐火性能検証	基本手数料×40%(※2)		
特定天井	適用方法		
	200 - 500 m ² 以内	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
		100,000 (50,000)	200,000 (100,000)
	500 - 2,000 m ² 以内	150,000 (75,000)	300,000 (150,000)
200,000 (100,000)		400,000 (200,000)	
2,000 m ² 超	200,000 (100,000)	400,000 (200,000)	

※1) 完了検査手数料は、同額の追加手数料とする。

※2) 千円未満切捨て

3. その他の追加手数料

種別	手数料	
法6条の4の特例建築物(別表第1-1類)で消防同意を要するもの	2,000	
電子申請	法6条の4の特例建築物	4,000
	階数3以下・500m ² 以内	10,000
	階数5以下・1,000m ² 以内	20,000
	上記以外	別途見積
配送手数料(※1)	500 m ² 以内	1,000
	上記以外	2,000

※1) レターパックに入るもの(4号建築物等)は除く。

※2) 構造適判付・省エネ適判付は、上記以外とする。

4. 増築・改築・大規模修繕・大規模模様替（用途変更）の申請以外部分の対象床面積の算定

種別	手数料
同一棟（EXP）	申請部分の面積+申請以外部分の1/2の面積=対象床面積 （既存部分の面積の上限：2,000㎡）
別棟	申請建物の面積+申請以外建物の1/4の面積=対象床面積 （既存建物の面積の上限：1,000㎡） ※2

※1) 既存部分や既存建物は、検査済証があるものとする。

検査済証の無い建物は、適合状況調査報告書(ガイドライン)の事前相談を要する。

※2) 用途変更は、別棟計算式の「申請以外建物」を「申請以外部分」と読み替えて適用する。

5. 計画変更手数料

建築物の種別	手数料
確認を当社で受けている場合	当該面積に係る当社の確認申請手数料(※1)
確認を他機関で受けている場合	当該建築物に係る当社の確認申請手数料

※1) 構造強度に係る審査を要するものは、構造審査対象面積の1/2を加算する。

6. 各種届出等手数料

種別	手数料	
工事監理者（変更）届	2,000	
工事施工者（変更）届	2,000	
事項訂正・変更届	2,000	
工事取止め届	2,000	
建築主変更届	4,000	
再発行手数料	10,000	
軽微変更説明書	軽易なもの（一戸建て）	2,000
	軽易なもの（上記以外）	4,000
	地盤説明書（施工計画）	2,000
	慎重審査を要するもの（※1）	対象面積の1/4

※1) 適合が明らかで慎重審査を要する場合の軽微な変更説明書の手数料は、当該面積×1/4を対象面積とした基本手数料とする。

7. 検査における追加手数料

a. 省エネ適合性判定を要するもの

建築物の種別	手数料
当社で判定を受けている場合	完了検査基本手数料 × 20% (※1)
他機関で判定を受けている場合	完了検査基本手数料 × 40% (※1)

※1) 千円未満切捨て

b. 完了検査追加説明書をもって審査を要するもの

追加説明書	計画変更手数料

注) 追加説明書をもって審査後に再検査を要する場合の完了検査手数料は、当該完了検査基本手数料の1/2とする。

8. 検査日変更・取消手数料

種別	手数料
検査予定日より3営業日前	支払総額の30%
検査予定日より2営業日前	支払総額の50%
検査予定日より1営業日前	支払総額の80%
検査予定日当日	支払総額の100%

建築設備・工作物

別表第1-3 建築設備・工作物 確認・検査申請手数料

単位：円

1. 建築設備申請手数料

種別	確認申請	中間検査	完了検査
昇降機（エスカレーター・エレベーター）	28,000	-	36,000
ホームエレベーター・段差解消機等(型式製造者認証)※	22,000	-	26,000
小荷物専用昇降機	18,000	-	20,000

計画変更手数料は、当該基本手数料の70%とする。

※ ホームエレベーター等で主に4号建築物との併願審査を適用するものは、別表第1-2の2の「ホームエレベーター等併願」を適用する。

2. 工作物申請手数料

種別	確認申請	中間検査	完了検査
指定 工作物 令138条1項3号 広告塔（4m超～10m以下）	32,000	-	32,000
令138条1項3号 広告塔（10m超）	52,000	-	52,000
令138条1項5号 擁壁（2m超～6m以下）	42,000	-	42,000
令138条1項1,5号 煙突（6m超～10m以下）、擁壁等（6m超～8m以下）	62,000	-	62,000
令138条1項1,2,4,5号 煙突（10m超）水槽、擁壁等（8m超）鉄柱（15m超）	72,000	-	72,000
令138条2項 遊戯施設等（工作物、自動車車庫 ※）	別途見積		
令138条3項 製造施設等			

計画変更手数料は、当該基本手数料の70%とする。

※ 令138条2項2号に規定する工作物の自動車車庫は、築造面積を床面積に読み替えて別表1-1の4類を適用する。